

令和3年度 第1回国立大学法人島根大学学長選考会議<議事要録>

日 時：令和3年5月19日（水）15：35～16：30

場 所：松江キャンパス 本部棟 5階 大会議室

開催方法：対面及びWeb会議（Skype for Business）

出席者：大西議長、有澤委員、秦委員、高塩委員、谷口委員、大矢委員、丸橋委員（法文学部長）、加藤委員（教育学部長）、磯村委員（人間科学部長）、鬼形委員（医学部長）、伊藤委員（総合理工学部長）、川向委員（生物資源科学部長）

欠席者：なし

オブザーバー：千家監事

陪席者：藤田理事、長澤理事、総務部長、総務課長、総務課係長

冒頭、学長選考会議委員の紹介があった後、委員の互選により大西委員が議長に選出された。

続いて、議長から加藤委員が議長代理に指名された。

議長及び事務局から、資料により、関係する規則等のうち昨年度議論を行った部分及び継続審議事項について説明があった。その中で、議長から、資料1-1 学長選考等規則第6条の吹き出しに関して、「学長の任期」は「学長の再任回数」、「上限年数」は「上限回数」の誤りなので訂正するとの説明があった。

委員から、継続審議事項のうち「学内意向調査を伴わない学長選考の在り方」に関して、大学自治の観点から島根大学においては6年に1回程度、学内意向調査を行うべきと意見を述べたことを残してほしいとの意見があった。

議長から、発言を記憶しているので資料に追記するとの発言があった。

委員から、国立大学法人ガバナンス・コードの「意向投票によることなく」と現行規則の「学長候補者選考の参考とするため、学内意向調査を行う」は、学長選考会議の解釈としては矛盾しないとの議論があったことを確認したいとの発言があった。

議長から、昨年度の議論で、学内意向調査を廃止・変更すべきとの強い意見は出ていない。しかし、学内意向調査を実施する場合にどのようにするのかは、検討課題になり得ると考えるとの発言があった。

委員から、個人的には学内意向調査は実施した方が良いと考えるが、第8条で「広く学内外から学長候補適任者の推薦を依頼する」としたことで現在想定できない形での選考の仕方が発生する可能性があるため、学長選考等規則第10条の学内意向調査を行うことが

「できる」規定とし、実施の要否についても学長選考会議で決定すべきと考えるとの意見があった。

議長から、これまでの議論で学内意向投票を行わないという提案は出ていないと思う。ただ、今年度学長選考等の規則に関しても議論することになるので、その際に議題の候補に入れることとしたいとの発言があった。

また、議長から、学長等選考規則第8条の修正部分（「広く学内から」が挿入された）に対応して、推薦を依頼する対象がこれで十分かどうかも検討課題であるとの発言があった。

さらに、議長から、現行規則によると3年後は学内意向調査を伴う学長選考を行うことになるため、学長選考に係る諸ルール議論は今年度中に済ませておきたいとの発言があった。

議題

1. 業務執行状況の確認のためのヒアリングの実施について

議長から、資料に基づき説明があり、学長の業務執行状況の確認方法について審議の結果、異議なく議決された。

報告事項

1. 令和3年度学長選考会議の審議スケジュールについて

議長及び事務局から、資料に基づき令和3年度における学長選考会議の審議スケジュールについて説明があった。